

○生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 抜粋

昭和 47 年 10 月 16 日

条例第 23 号

(実施機関)

第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関(以下「実施機関」という。)は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

- (1) 議会の議員 議長
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長
- (3) その他の職員 任命権者

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認定される災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会(以下「認定委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(認定委員会)

第4条 生駒市に認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、委員5人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。